

# (公財)日教弘教育研究助成事業

## 山形支部教育団体研究助成金募集要項

教育団体研究助成金は、教育の振興に寄与すると認められる団体の特に有益な研究活動に対し助成を行う事業です。令和7年度は本要項のとおり実施します。

1. 主催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部

2. 助成要件

(1) 助成の趣旨

山形県内で活動する小・中・高・特別支援学校教育に関わる教育関係団体及び教育研究団体（学校は含みません。）が、令和7年度に行う有益な研究活動を対象とした助成を通して、学校教育の向上発展に寄与します。

(2) 助成の対象にならないもの

- ① 営利目的又は営利につながる可能性の大きいもの
- ② 他の機関からの委託によるもの
- ③ 既に終了しているもの
- ④ 自己の財源によって十分に研究活動ができるもの

(3) 募集対象

学校教育関係団体及び教育研究団体

- ① 応募者が計画の推進に責任を持ち、助成金の管理及び報告を行うことを条件とします。
- ② 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）1年間で完了する研究活動とします。

(4) 募集期間 令和7年3月18日（火）～令和7年4月9日（水）

(5) スケジュール

令和7年5月頃 選考を行います。

令和7年6月頃 採否の結果を通知します。

令和7年7月頃 公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部より助成金を交付します。

令和8年2月末日 成果報告書の提出

※ 申請書の内容について、面談や問い合わせを行うことがあります。

※ 助成が決定した事業については、研究活動の進捗を確認することがあります。

(6) 応募方法

① 申請書作成・提出

ア 教育団体研究助成金申請書（研究助成様式2）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ郵送してください。

※ 申請書は、当支部ホームページ（<http://www.yamagatakyoko.or.jp/>）からもダウンロードすることができます。

#### イ 送付先

〒990-0023 山形市松波 4-6-15

公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部 教育研究助成係

#### ② 附属資料の提出

ア 初めて申請する場合は、「団体の会則」、「役員名簿」及び「前年度の会計報告書」を申請書と併せて郵送してください。

イ 参考資料を添付する場合は A4 版 3 枚以内とします。アと同様に郵送してください。

#### ③ 締切

締切は令和 7 年 4 月 9 日（水）（必着）とします。

〈個人情報の取扱について〉

- ・ 申請書に記入された個人情報は、選考及び選考結果の通知のために使用します。
- ・ 助成が決定した場合は、申請書に記入された助成対象団体の団体名、助成対象テーマ及び助成金額や贈呈式等の模様を、ホームページ、広報紙等で公表することがあります。

### 3. 助成金額

#### (1) 1 件当たりの助成金額

1 件当たり 50 万円以内とします。

#### (2) 助成対象外とする費用

- ① 応募する申請者本人の人件費及び謝金（共同者も含む。）
- ② 汎用性のある機器等の購入費
- ③ 組織等の一般管理費（例：懇親会等の飲食費）等
- ④ 海外旅費（ただし、国内旅費は助成額の 30% までとします。）
- ⑤ その他研究に直接関係がない講習会費、物品等

※ 助成後、対象外費用を使用した場合や、提出書類（申請書や助成後に提出する成果報告書等）に不備・不正等があった場合は、返金していただくことがあります。

### 4. 選考

#### (1) 選考方法

- ① 日教弘山形支部教育振興事業選考委員会の選考後、山形支部幹事会の議を経て支部長が決定します。
- ② 助成の採否を文書で各申請団体に連絡します。

なお、採否の理由についての問い合わせには回答しません。

#### (2) 選考基準

- ① 公益性・社会性：十分な公益性・社会性を有したものであること
- ② 適正性：助成の趣旨と合致しており、事業予算の設定が過大なものではないこと
- ③ 必要性：課題、ニーズを的確に把握していること
- ④ 実現性：実施方法は適切で、実現可能な計画が立てられていること

### 5. 助成対象団体の義務等

- (1) 助成対象者は、当支部と覚書（助成金30万円以上の場合のみ）を交わします。
- (2) 申請書の内容に従って助成金を使用します。また、使用する際には必ず領収書（コピー可）を取り、研究活動の終了後に経過・結果等に関する成果報告書（研究助成様式4）と併せて、令和8年2月末日まで当支部に提出してください。（期限までに提出できない場合は、事前に当支部までご連絡願います。）
- (3) 成果報告書の提出方法については、各対象団体に別途お知らせします。  
なお、提出された成果報告書・資料等は、当支部が公表できるものとします。

## 6. その他注意事項

- (1) 提出された書類等は返却しません。
- (2) 書類管理の都合上、当支部への持参はお断りします。
- (3) 万一、故意の虚偽記載、同一テーマによる重複申請、又は研究倫理上の問題等が認められた場合は、当該申請は無効とし、以降の申請は受け付けられません。
- (4) 選考結果の情報及び採否の理由についての問い合わせには回答しません。
- (5) 助成対象団体が論文等により助成事業の成果を発表する場合には、論文等に助成金の交付を受けて行った研究の成果であることを次のように必ず記載してください。

「本文の作成にあたり、公益財団法人日本教育公務員弘済会山形支部より令和7年度教育団体研究助成金の助成を受けました。」

また、ホームページや広報誌において研究の成果を発表する場合も、その成果が公益財団法人日本教育公務員弘済会山形支部からの助成を受けて行った研究の成果であることを表示してください。

なお、助成金で購入した物品等には「日教弘山形支部教育団体研究助成金助成」の名称をラベル等で表示してください。

## 7. 問い合わせ先

公益財団法人 日本教育公務員弘済会山形支部

（住 所）〒990-0023 山形市松波 4-6-15

（担当者名）専任幹事 細梅 雅弘、常任幹事 新野 彰、参事 木村 智行

Tel : 023-622-7211 Fax : 023-622-7212

E-mail : yamagata.kyoko-04@amail.plala.or.jp